公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２３４号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸982―５　サンリットレジデンス大越105号室、住民票上の住所和歌山県海南市七山772番地34
債務者　土井　美希
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２５９号
和歌山市和田1042番地
債務者　山田　哲司
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６４号
和歌山市久保丁４丁目９番地　阪和ビル４ＦＤ号
債務者　川﨑　貞子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４９号
名古屋市熱田区八番２丁目３番２号　グランデ六番町205号
債務者　阿部　　功
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２５２号
愛知県半田市岩滑中町３丁目215番地　タウン66　Ｃ棟101号
債務者　大平　貴郎
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２５３号
愛知県半田市岩滑中町３丁目215番地　タウン66　Ｃ棟101号
債務者　大平　　干
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７３号
山口市吉敷中東３丁目１番15号　メゾンさかえ２Ｆ、前住所山口県長門市日置上6114番地２
債務者　橋本　　聡
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９６号
愛知県あま市森６丁目11番地２　ブルーム森Ｂ202号
債務者　九島　勇樹
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９７号
名古屋市中区千代田４丁目１番９号　川端荘２Ｃ号、従前の住所名古屋市瑞穂区大殿町４丁目10番地　瑞豊荘102号
債務者　浅井　祐一
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４号
群馬県利根郡川場村大字生品2051番地
債務者　岡村　明美
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第１０７３号
愛知県大府市共栄町２丁目371番地
債務者　冨田　文昭
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３１４号
名古屋市昭和区折戸町４丁目６番地　二葉レジデンス20Ｃ号
債務者　浅田麻理子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７５６号
大阪府三島郡島本町広瀬４丁目24番３―116号
債務者　佐藤　　太
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７３５号
大阪府門真市深田町16番34号
債務者　荒木　文代
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７４３号
大阪府八尾市垣内５丁目132番地
債務者　末吉　陽子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５２号
栃木県日光市所野1547番地45、前住所東京都大田区大森東４丁目19番４―304号
債務者　西中　悠馬
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係